

いわて 公益法人だより



臨時号
(R7年12月発行)

岩手県公益認定等審議会事務局
(岩手県総務部行政経営推進課)
TEL 019-629-5086・5039(直)

【INDEX】

【事務局からのお知らせ】	P1
制度改革の全体像について	P2
ガバナンス取組の事業報告記載について(公益法人)	P3
新会計基準について(補足)(公益法人・移行法人)	P4

【事務局からのお知らせ】

(公財)公益法人協会 公益・一般法人会計セミナー「決算編」の開催について

- ・日時 令和8年4月7日(火) 共通編 13:00～16:30
4月8日(水) 一般法人編 10:00～12:00
公益法人編 13:00～16:00
 - ・会場 キオクシアアイーナ(いわて県民情報交流センター)
- ※詳細は別添のパンフレットを御参照ください。

講義内容に令和6年会計基準についての解説が含まれますので、特に法人の会計担当者様におかれましては、受講について積極的に御検討ください。

公益法人制度に関する問い合わせについては、内閣府が電話相談窓口を設置しておりますのでご活用ください。
TEL:03-5403-9669 (平日10時～16時45分)

制度改革の全体像について

主な改正事項は以下のとおりです。

今回は「ガバナンス取組の事業報告記載」に関する事項をお知らせします。

また、新会計基準の適用にあたっての留意事項について補足します。

		法律	政令・内閣府令	ガイドライン	会計基準	その他
公益法人制度	財務規律の柔軟化・明確化	・ 中期的収支均衡 ・ 公益充実資金 ・ 使途不特定財産（公益目的事業継続予備財産）	・ 中期的収支均衡の期間（5年）、判定方法 ・ 公益充実資金の積立・管理 ・ 「予備財産」の要件 等	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・ 財務規律適合性に関する情報開示	
	行政手続の簡素化・合理化	・ 収益事業等の変更の届出化	・ 公益性の判断に大きな影響を与えない事項の届出化	・ 公益認定基準・申請書記載事項の明確化 ・ 変更認定事項と届出事項の判断基準の明確化 ・ 提出書類の簡素化・合理化	・ 財務諸表による情報開示を踏まえた別表の廃止・簡素化	・ 行政庁の判断ばらつきの防止（マニュアル整備、職員研修）
	法人運営の透明性向上	・ 法人の責務、国による支援 ・ 行政による財産目録等の公表	・ 開示情報の充実	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・ 財務諸表における情報開示の充実	・ 一元的な情報提供プラットフォームの整備
	わかりやすい財務情報の開示	・ 区分経理の原則義務付け	・ 区分経理の方法 ・ 公益目的取得財産残額の算定方法見直し（別表Hの廃止）等	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・ 「わかりやすい財務諸表」への見直し	・ 区分経理、新会計基準への法人対応支援
	法人の自律的なガバナンスの充実	・ 法人の責務、国による支援 ・ 外部理事・監事 ・ ガバナンス取組の事業報告記載	・ 外部理事（小規模法人特例の範囲） ・ 会計監査人の必置範囲拡大	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理		・ ガバナンス取組事例等の発信（インパクト測定・マネジメント含む）
	行政による適正な事後チェック			・ 監督の考え方の明確化 ・ 定期的・網羅的な立入検査の見直し		・ 立入検査の重点化
	民間公益活動活性化のための環境整備			・ 出資（公益目的事業として／資産運用として）の考え方を明確化		・ 公益法人DX ・ 広報・啓発・法人等との対話

ガバナンス取組の事業報告記載について

公益法人においては、令和7年4月1日以降に開始する事業年度に係る**事業報告書**に、「各事業年度における公益目的事業の実施状況」とともに、「法人の運営体制の充実を図るための取組」として、**法人が自主的に行ったガバナンス体制の充実を図るための取組**の記載が必要になります。

これらの記載は、例えば、以下の観点から法人の事業や規模などの実態を踏まえた、各法人の自主的な取組を記載することが考えられます。

- ・公益法人内部における規範
- ・公益法人の機関別(理事会・評議員会・監事)における具体的取組
- ・不祥事の予防・発見・事後対応の仕組み
- ・社会的課題の解決に向けた事業の効果に係る定性的・定量的測定

事業報告書は、
行政庁によって
公表されます。

具体的な事例としては、次のような取組を設けることが考えられます。

- ・外部理事・監事にどのような者を選任したか
- ・外部理事・監事の役割を全うするためにどの様に情報提供等を行っているか
- ・評議員の選任及び解任方法等について外部理事・監事に準じた準則を設ける
- ・理事等からの実質的な影響力行使を排除した評議員選定委員会を設ける

取組の好事例をまとめた資料として、「公益法人の自主的・自律的ガバナンス強化のための調査報告書」が公益法人informationにおいて公表されていますので、御参照ください。

【公益法人の自主的・自律的ガバナンス強化のための調査報告書】

<https://www.koeki-info.go.jp/regulations/>

新会計基準について(補足)

新会計基準の概要については、**令和7年5月発行の臨時号**で紹介しましたが、適用にあたっての留意事項について補足します。

適用時期について

新会計基準は、令和7年(2025年)4月1日以降に開始する事業年度から適用します。
ただし、令和10年(2028年)4月1日前に開始する事業年度までは、従前の会計基準を引き続き適用することができます。

⇒法人の決算日によって、新会計基準の適用時期が異なります。

- ・例1 : 3月31日が決算日の法人 ⇒ **令和10年(2028年)4月1日**開始事業年度から適用
- ・例2 : 12月31日が決算日の法人 ⇒ **令和11年(2029年)1月1日**開始事業年度から適用
- ・例3 : 6月30日が決算日の法人 ⇒ **令和10年(2028年)7月1日**開始事業年度から適用

<重要>

予算と実績を比較・管理する観点から、新会計基準は予算の作成段階から適用することが望ましいとされています。

(参考: 公益法人制度についてのよくある質問 問Ⅲ - 5 - ② <https://www.koeki-info.go.jp/activities/k3klk2gb15.html>)

については、新会計基準を令和10年(2028年)4月1日開始事業年度から適用する場合、**令和9年度(2027年度)のうちに、適用に向けての検討・準備を済ませておく必要**があります。

使用している会計システムの対応状況等も踏まえ、**計画的に**準備を進めてください。